

平成 28 年 6 月 1 日告示第 154 号

改正

平成 29 年 4 月 1 日告示第 69 号

伊賀市解体工事履行確認調査試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊賀市が発注する解体工事において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 第 1 項の規定に準じて、落札者を決定するために行う調査（以下「履行確認調査」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この要領の対象となる解体工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の解体工事又はとび・土工・コンクリート工事を発注業種とする建設工事のうち、設計金額が 7,000 万円以上のものとする。ただし、総合的な企画、指揮、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事で、発注業種を土木一式工事又は建築一式工事とするものは、この要領の対象とする。

(調査基準価格)

第 3 条 履行確認調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表第 1 に掲載した算定式により算定された価格（その価格に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた価格）とする。ただし、その価格が入札書比較価格の 10 分の 9 を超える場合は 10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たない場合は 10 分の 7 とする。

(入札参加資格者への周知)

第 4 条 市長は、入札にあたり次に掲げる事項について、入札参加資格者に周知するものとする。

- (1) この要領の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札（以下「低入札」という。）が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）は、落札候補者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札者は、市が指定した期日までに履行確認調査に必要な資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

(5) 不誠実な行為に対しては、適切な措置を講じること。

(入札の執行)

第5条 市長は、入札の結果、低入札者が落札候補者となった場合には、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

2 当該低入札者が入札時に履行確認調査辞退届（様式第1号。以下「辞退届」という。）を提出した場合は、当該低入札者がした入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、前項の手続きを行うものとし、次順位者が辞退届を提出している場合は、この項の手続きを落札候補者が決定するまで繰り返すものとする。

(履行確認調査の実施)

第6条 前条の入札が行われた場合は、当該工事担当課長及び契約担当課長は、速やかに履行確認調査を行うものとする。

2 前項の調査は、低入札者のうち最も低い価格で申込みを行った者（以下「最低入札者」という。）から次に掲げる書類の提出を求めるほか、事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (2) 入札価格算定に係る見積内訳書（本市工事設計書に準じた様式）
- (3) 下請及び廃棄物処分予定業者の状況（様式第3号）及び施工体系図
- (4) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（様式第4号）
- (5) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式第5号）
- (6) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式第6号）
- (7) 手持ち資材の状況（様式第7号）
- (8) 資材売却先及び売却先と入札者との関係（様式第8号）
- (9) 手持ち機械数の状況（様式第9号）
- (10) 労務者の具体的供給見通し（様式第10号）
- (11) 過去に施工した解体工事名及び発注者名（様式第11号）
- (12) その他必要と認める書類

(調査結果の報告)

第7条 契約担当課長は、前条の規定による調査を行った結果を、伊賀市入札参加資格審

査会規程（平成16年伊賀市訓令第40号）第1条に規定する伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。

（審査会の審査）

第8条 審査会は、前条の規定により契約担当課長から調査結果の報告があったときは、必要な審査を行うものとする。

（審査会の審査に基づく落札者の決定等）

第9条 市長は、審査会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低入札者を落札者として決定する。

2 市長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低入札者を落札者とせず、次順位者を落札候補者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて履行確認調査を行うものとする。

3 前項の調査の結果、次順位者を落札者として決定しないときは、前項の手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 市長は、第2項の規定により、低入札を行った者を落札者としなことを決定したときは、当該事業者に対し履行確認調査結果通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年6月1日告示第154号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第69号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

調査基準価格の算定式

業種	算定式
解体又はとび・土工・コンクリート（総合的	直接工事費×0.75＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.7＋一般管理費等×0.3

<p>な企画、指揮、調整のもとに土木工作物を解体する工事で、発注業種を土木一式とするもの含む。)</p>	
<p>建築一式（総合的な企画、指揮、調整のもとに建築物を解体する工事で、発注業種を建築一式とするもの。)</p>	<p>直接工事費×90%×0.735+共通仮設費×0.7+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.7+一般管理費等×0.3</p>

備考

- 1 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。
- 2 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、失格基準価格を算出するものとする。